

3高福第1698-1号
令和3年8月25日

関係社会福祉施設等管理者 様
(政令指定都市・中核市管内を除く)

愛知県福祉局長
(公印省略)

高齢者施設等職員に対するスクリーニング検査の実施期間延長について
(通知)

日頃より本県の福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、高齢者施設等の入所者及び利用者は、特に新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高いことから、早期に陽性者を発見することで施設・事業所内感染を予防し、新たなクラスターの発生を防ぐことが重要です。

そこで、本県では、7月12日から8月末までを実施期間として、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施しているところですが、今般の県内の感染拡大状況等を考慮し、検査の実施期間を9月末まで1か月間延長することとしました。

検査の枠組み(対象施設、対象者、検査頻度等)は現在と変更ありませんので、下記及び別紙1(申込み手続き等の概要)を改めて御確認の上、更なる感染拡大防止のため、引き続き積極的な受検をお願いいたします。

記

○ 事業概要(実施期間及び検査回数以外は変更なし)

(1) 実施期間及び検査回数

2021年7月12日(月)～2021年9月30日(木)

延長期間中(9月)1人につき最大2回を上限(2週間に1回程度)

(2) 対象施設

高齢者及び障害者施設・事業所のうち、入所系施設、通所系事業所等
(別紙2:対象施設・事業所一覧を必ず御確認ください。)

(3) 対象者

対象施設・事業所において利用者に接する業務に従事する職員
(職種や、正規・非正規等の雇用形態は問いません。対象施設・事業所以外の勤務が本務であっても、対象施設と兼務している場合等は対象とします。)

(4) 検査費用

施設、受検者の費用負担なし

(5) 検査方法

だ液によるPCR検査

(6) 委託先事業者

エクスコムグローバル株式会社（本社：東京都渋谷区）

※医療法人社団直悠会（にしたんクリニックの経営）と共同実施

※検査実績：熊本県、山口県、千葉市、印西市、東大阪市 等

(7) 問合せ先

お問い合わせは、委託先事業者が設置する相談窓口（申込み等関係 052-485-6351）、（検査関係 0120-222-545）をお願いいたします。その他、何かありましたら、下記の県担当課までご連絡ください。

施設種別（対象種別詳細は別紙2参照）	担当課・ご連絡先
特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス	高齢福祉課 施設グループ 052-954-6287
介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）、短期入所系施設、通所系事業所、（看護）小規模多機能型居宅介護	高齢福祉課 介護保険指定・指導グループ 052-954-6289
障害者施設・事業所 （入所系・短期入所系施設、通所系事業所）	障害福祉課 事業所指導グループ 052-954-7400
救護施設	地域福祉課 生活保護グループ 052-954-6263

(※) 本検査により陽性者が確認された場合の対応方法・支援等

① 陽性者が発生した場合の対応方法

- ・医療体制緊急確保チームが作成した動画

URL：<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/clusterdoug.html>

- ・県看護協会が作成した介護施設・高齢者施設向け感染対策の講座（動画）

URL：<https://www.aichi-kangokyokai.or.jp/publics/index/398/>

② クラスタ発生及び拡大抑制するための支援策

< 医師・看護師等の派遣 >

県に設置した「医療体制緊急確保チーム」や、県看護協会の協力のもと、発生施設における感染防止対策の問題点の把握及び見直しや、通常運営体制への早期復帰支援等を行う、医師や看護師等を派遣しています。

※要請先：管轄する保健所

< 衛生資材等の購入補助、配布 >

発生施設に対し、県保有の衛生用品を緊急的に配布するとともに、施設における衛生用品等の購入、消毒の実施等に要する費用等への補助を行っています。